給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第３号

沖縄県石垣市字石垣242番地　パールハイツ303

再生債務者　宮良　　修

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年５月６日　那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（再ロ）第１０００４号

長崎県佐世保市中原町10番20号

再生債務者　武富　正昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月30日

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２１年（再ロ）第１０号

佐賀県佐賀市兵庫町大字若宮715―101号

再生債務者　小林　好子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年４月30日

佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（再ロ）第１１５号

大阪府茨木市彩都あさぎ２丁目８番21―410号

再生債務者　白井　克尚

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年５月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１２４号

大阪市天王寺区北山町９番３―103号

再生債務者　大野　大介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年５月６日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第３２号

札幌市清田区里塚２条４丁目15番11号

再生債務者　櫻田　昌之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年５月６日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第１号

秋田市将軍野堰越８番６―305号

再生債務者　庄内　春男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年４月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年５月６日

秋田地方裁判所民事第２部

法人解散命令処分公告

財団法人築上女学園（主たる事務所の所在地福岡県豊前市大字赤熊1343番地の６）は、正当な理由なく引き続き３年以上事業を行っていないので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第96条第２項の規定により、その解散を命ずる。

平成 22 年５月 14 日

福岡県知事　麻生　　渡

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、福岡県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日（福岡県知事に対して異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する福岡県知事の決定があったことを知った日）の翌日から起算して６ヶ月以内に、福岡県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提訴することもできます（訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。）。

会社その他の公告

合併公告

投資主、登録投資口質権者及び債権者　各位

左記投資法人は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告いたします。

効力発生日は平成二十二年七月一日

合併の七第二項に基づき投資主総会の決議を経ずに合併を決定しており、乙の投資主総会の承認決議は平成二十二年五月二十八日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十四日

東京都港区芝公園一丁目三番一二号

（甲）日本賃貸住宅投資法人

執行役員　佐久間　隆夫

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（乙）プロスペクト・リート投資法人

執行役員　西吉　健夫

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月十八日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pfu.fujitsu.com/ir/group/PLA/

（乙）http://www.pfu.fujitsu.com/ir/group/PLB/

平成二十二年五月十四日

石川県かほく市宇野気ヌ九八番地の二

（甲）ＰＦＵライフエージェンシー株式会社

代表取締役社長　屋鋪　保

神奈川県綾瀬市深谷中八丁目八番地二号

（乙）ＰＦＵライフビジネス株式会社

代表取締役社長　屋鋪　保

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年四月一日

合併の七第二項に基づき投資法人に関する法律第一四九条第二項及び投資信託及び投資法人に関する法律第一四九条第二項に基づき投資主総会の決議を経ずに合併を決定しており、乙の投資主総会の承認決議は平成二十二年五月二十八日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十四日

東京都港区芝公園一丁目三番一二号

（甲）日本賃貸住宅投資法人

執行役員　佐久間　隆夫

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（乙）プロスペクト・リート投資法人

執行役員　西吉　健夫

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月十八日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年五月十四日

静岡県熱海市渚町一〇番二号

（甲）株式会社水梅ビル二階

代表取締役　山脇　義晴

静岡市葵区昭和町三番地の一

（乙）有限会社タクティクス

取締役　佐藤　修久

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年七月一日

合併の七第二項に基づき投資法人に関する法律第一四九条第二項及び投資信託及び投資法人に関する法律第一四九条第二項に基づき投資主総会の決議を経ずに合併を決定しており、乙の投資主総会の承認決議は平成二十二年五月二十八日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年五月十四日

東京都港区芝公園一丁目三番一二号

（甲）日本賃貸住宅投資法人

執行役員　佐久間　隆夫

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

（乙）プロスペクト・リート投資法人

執行役員　西吉　健夫

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年六月十八日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.pfu.fujitsu.com/ir/group/PLA/

（乙）http://www.pfu.fujitsu.com/ir/group/PLB/

平成二十二年五月十四日

石川県かほく市宇野気ヌ九八番地の二

（甲）ＰＦＵライフエージェンシー株式会社

代表取締役社長　屋鋪　保

神奈川県綾瀬市深谷中八丁目八番地二号

（乙）ＰＦＵライフビジネス株式会社

代表取締役社長　屋鋪　保

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年七